

(記 載 例)

国 有 財 産 買 受 申 込 書

平成 年 月 日

(記入年月日を記入してください)

農林水産大臣 殿

住 所 ○○県○○市○丁目○-○
氏 名 ○ ○ ○ ○ (印)
(TEL ○○-○○-○○)

下記により、国有財産〔 国有農地等
開拓財産 〕の売払いを受けたいので、農地法施行規則等の一

部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第1条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第1項の規定により、買受けの申込みを致します。

記

- 買受けを希望する国有財産の表示 合計 筆 平方メートル
※官報公告している売払い対象財産のうち、買受けを希望される土地の所在・字
・地番、登記簿地目、面積を記入して下さい。
「旧農地法施行令第17条による通知書」のとおりご記入下さい。
○○県○○市○○町○-○ ○○ ○○m²
○○県○○市○○町○-○ ○○ ○○m²
合計○筆 ○○平方メートル
- 用途
(具体的な利用計画がなければ、記載の必要はありません。)
- 希望する所有権の移転の期日 売払通知書の指定する期日による。
(なるべく平成 年 月 日)
- 希望する対価 農林水産大臣の定める額とする。
- 希望する対価の支払いの方法
一時払い（納入告知書の指定するところによる。）
延納（年賦・半年賦・四半期賦）（ただし延納の基準に該当するとき。）
ご希望される支払い方法を○で囲んでください。ただし、延納の場合、ご希望されても延納にならない場合があるので、御了知下さい。
- その他の買受けの条件
 - 売払いの対価（及び貸付料）を納期限までに完納したとき（延納の特約によるときは即納金を納入したとき）は、売払財産はなんらの引渡し手段を用いないで買受申込者に引渡されたものとする。
 - 売払いの対価（及び貸付料）を納期限までに完納しなかったときは、やむを得ない理由により売払いの対価を納入できなかった場合を除き、原則として、この売払いは地方農政局長が発行する売払解除通知書により解除されても異存がないこと。
 - やむを得ない理由により売払いの対価を納期限までに完納できないときは、未納代金について納期日の翌日から納付の日までの間、年利5パーセントの割合による延滞金を支払うこと。
 - 買受申込者は、国有財産売払通知書の発行のときから売払財産の所有権の移転のときまでの間において、当該財産が地方農政局長の責に帰することのできない理由に

より滅失又はき損した場合には、売払いの対価の減免の請求をしないこと。

- (5) 買受申込者は、国有財産売払通知書の発行の日から10年間、売払財産を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売払財産を第三者に貸してはならないこと。
- (6) 買受申込者は、国有財産売払通知書の発行の日から10年間、売払財産を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならないこと。
- (7) 農林水産大臣は、買受申込者の(5)又は(6)に定める公序良俗に反する使用等に関して、農林水産大臣が必要と認めるときは実地調査を行うことができること。
- ② 買受申込者は、農林水産大臣から要求があるときは、売払財産について利用状況の事実を証する登記簿抄本その他の資料を添えて売払財産の利用状況等を農林水産大臣に報告しなければならないこと。
- ③ 買受申込者は、正当な理由なく前2項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならないこと。
- (8) 買受申込者は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として農林水産大臣に支払わなければならないこと。
 - ア (7)に定める義務に違反したときは、売払いの対価の1割に相当する額
 - イ (5)又は(6)に定める義務に違反したときは、売払いの対価の3割に相当する額
- (9) 買受申込者は、農林水産大臣が発行する国有財産売払通知書に定める義務を履行しないときは、売払いを解除されても異存がないこと。